

すか壊さないかは別として、その横を通る道路はつくるのか。それとも、進めないで、ホテル、分庁舎の観察を優先するのか。

答 ソフト対策として、八木町方面へ向かう車両の総量抑制のため、県警の交通管制センターに対し、市内4カ所の道路交通情報板に迂回の交通情報の掲出依頼も検討している。地域の方々との協議も検討し、改善方策等について、榎原警察署を通じ県公安委員会と協議したい。

問 大がかりな工事は今のところ考えていないのか。

答 そうである。

問 八木駅南市有地活用事業の事業契約書について、平成28年6月8日の指示書には契約内容を「下記のとおりに変更するよう指示します」とあり、下記とは「地中埋設物（コンクリート殻等）について適切に処分を行い、その費用については市の負担とする」とある。契約の変更はそもそも協議事項なので、市長が勝手に指示を出すことは明確な地方自治法違反である。また、1億3千万円の費用負担が発生する決裁文書なのに行政文

書番号すらない。内容の大きさからするとあり得ない書類のつくり方である。7月13日の指示書でも「基準不適合土壌については、試料採取による調査をし、適切に処理を行い、市の負担とする」とある。契約変更を行うこと自体を指示しているのに議会に説明がなく、議決もとっていない。契約書の中に追加で書き込んだ上で、金額修正をしないとイケないのでは。

答 本来ならば行政番号をつけるべきであり申しわけない。当初設計は、建設発生土は普通土としての処分内容になっていたが、特定有害物質であるヒ素が含まれることが判明したため、土壌を適正に処理するよう文書で指示した。指示書の対応は、通常の建設事業を進める過程においても行っている方法に則った形のものである。

問 議決を経ずに契約を変更しようとしている。去年の夏時点で指示を出しているが、専決ですらない。議決を必要とする内容ではないのか。

答 専決処分という方法もあったかと思う。今回は、議会による予算審議を経る必要があ

あったとも認識し、それに基づいた指示書という形での措置をとった。従来より、要求水準書により、不適合土壌が出たとき、市の費用負担により市の責任において処分することを明記し、それに基づいて行ったものである今回のケースは、別途契約することも可能と認識している。

問 今年三月の予算案の否決後の話ではなく、昨年夏の時点で、契約変更の指示は、議決がないとできなかったのではと聞いている。

答 別途の契約も方法としては可能である。別途協議すると書いている。その方法については協議すべきであると思

情報公開

問 今回、ホテル・分庁舎について企業側が提出した契約書附属の「提案書」の資料請求の議会の委員会動議が可決され、ようやく公開された。そもそも、この提案書は、二

年前の平成27年5月付で情報公開請求がなされ、非公開扱いだったので不服を申し立て、

公開すべきとの答申が昨年、平成28年7月に出てから11カ月もの間、公開されずに放置されていたものである。動議が可決されなかったら永遠に放置するつもりだったのか。生駒市、大和高田市、五條市などは不服審査会の答申が出てから2週間以内に対応している。本市はあまりにも情報公開制度を軽んじているのではないか。



情報公開 閲覧コーナー

答 期間がかかり過ぎたと思

っているが、文書量や内容が様々で、最終的判断を下すための手続など考慮すると一律な期間を明記するのは難しいと考える。平成28年4月から行政不服審査法が改正され、行政不服審査会の答申は審査庁、本市の場合では総務課が

担当課となった。今後、総務課とも協議し他市の状況も見ながら検討したい。

一般質問 うすい卓也 (青丹会)

広報紙と今後の広報のあり方

問 市の広報「かしはら」には、市政やイベント情報、掲示板など有益な情報を多く載せているが、記事を担当する課によって、連絡先が電話番号だけであったり、ファクス番号も載せていたり異なる。基準は。

答 広報規程や広報記事掲載基準を設けているが、連絡先は議員の言われるとおりである。広報編集に係る基準を持ち合わせておらず、記事掲載の依頼課の各担当課の判断に基づいた掲載となっている。
問 統一して電話番号とファクス番号の両方記載していた時期はあるのか。あるのなら、なぜそれを止め、広報規程の基準がない状態になったのか。一方、ないのなら、両方を記